

平成29年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

会議名	平成29年度第1回宇治市情報公開審査会
日時	平成29年6月12日(月) 午前10時00分～午前11時00分
場所	うじ安心館 3階 ホール
出席者	(委員)橋本会長 吉田委員 吉松委員 (事務局)後藤参事 松井副課長 鶴谷係長 脇本主任 豊田主事 (傍聴者)なし
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 平成28年度情報公開制度実施状況について(報告事項)</p> <p>イ 平成28年度審議会等の会議の情報公開制度運用状況について(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、平成28年度情報公開制度実施状況について及び平成28年度審議会等の会議の情報公開制度運用状況について資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 平成28年度情報公開制度実施状況について</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。また、今年度から建築計画概要書については、公文書公開請求ではなく担当課による情報提供により対応することを報告した。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 建築計画概要書の取扱いについてだが、道路台帳測定基図等には当てはめないのか。</p> <p>(事務局) 現時点では建築計画概要書のみである。担当課にて即日交付の体制が整ったためこのような取扱いに変更した。</p> <p>(委員) 情報提供することとしたのは、法律で閲覧が認められているからか。</p> <p>(事務局) そうである。</p> <p>(委員) 情報提供と公文書公開請求で、費用は違うのか。</p> <p>(事務局) 同額である。コピー代を徴収している。</p> <p>(委員) 決定単位14番は、単純に不存在であったのか。</p> <p>(事務局) 公文書がなかったため不存在としている。</p> <p>(委員) 131番では、建築士の登録番号や土地家屋調査士の登録番号を非公開としている。例えば弁護士の登録番号であれば公開となるだろうが、建築士や土地家屋調査士の場合は問題となるのか。</p>	

(事務局) 公文書には、登録番号と氏名以外に勤務先の名称等が記載されており、これを公開することによって個人情報である勤務先が公開されることになるため非公開としている。

(委員) 建築士や土地家屋調査士はどこで働いているか公開してはいけないのか。

(事務局) 弁護士であればどこの事務所に所属しているか公開されているが、建築士等は氏名と登録番号しか名簿では閲覧できない。そのため、誰の登録番号が何番ということは公開できても、どこに勤めているかは個人の職業や勤務先に関することであり、他に公開とされている事情もないため、個人に関する情報として第6条第2号該当としている。

(委員) 氏名も非公開か。

(事務局) そうである。

(委員) そうであれば全て非公開で筋は通るが、仕事として行っていることについて、氏名を知られたくない情報として非公開とするかどうかだと思う。

(委員) 出さないということは有り得るのか。詳細を検討してはどうか。

(委員) 例えば公立病院への公開請求等であれば、他の病院の先生の氏名をどうするかということが問題になることもある。

(委員) 49番は昨年審査請求をした結果、公開となったのか。これはどういう案件だったか。

(事務局) 議員が視察に行く際に事務局の職員が随行して旅費を取りまとめて取り扱っており、それらに関する領収書や、帳簿を残しているはずであろうということで、全部公開となっているがそれが出ていないということでの審査請求である。

(委員) 特定をやり直せとしたのはこの案件であったか。

(事務局) そうである。

(委員) その後どうなったのか。

(事務局) 領収書等は公文書であると認識した上で再度公文書の特定を行ったが、やはり存在しないとして不存在の決定を出している。

(委員) 資料の表には出てきているのか。

(事務局) 出てきていない。

(委員) そうであれば、どこかに反映した方がよいのでは。

(事務局) 検討する。

(委員) 126番も同じ案件か。

(事務局) そうである。

(委員) 最終的には同じ処理を行ったのか。

(事務局) 先ほどの審査請求の結果が出る前の請求であるため、表に掲載しているとおりの決定のみである。

(委員) 195番は何もなかったということか。

(事務局) そうである。

(委員) 214番だが、運営が変わっていて、それを示す文書がないということではないか。保管していないということか。このような文書を保管する期間はどのくらいなのか。

(事務局) 宇治市文書等管理規則に保存年限について記載がある。今回の件については、公文書の保存年限が切れたからなのか等詳細は分からないが、実際に公文書が存在しないので不存在としている。

(委員) この運営はいつ決まったのか。

(事務局) 10年程度前と聞いている。

(委員) 279番はなぜ第10条該当なのか。

(事務局) こちらは特定の作品名を指定してその受付番号とジャンルの分かるものを請求されている。それについてあるかないか答えてしまうとその作品が落選したことが分かってしまい、第6条第5号に該当する情報を公開することになるため、第10条に基づいて非公開としている。

(委員) 312、313番は保存期間満了ということか。建築確認申請の保存期間は何年か。建築計画概要書のみ残っていて建築確認申請は破棄しているということか。

(事務局) そうである。

(委員) 何年保存か。

(事務局) 概要書は原則永年保存と聞いている。

(委員) 確認申請はどうか。

(事務局) 規則では1、3、5、10、永年のいずれかとしており、通常の文書は5年保存だが、確認申請書に関する文書が何年保存か確認は取れていない。

(委員) 学力テストについて審査請求は出ていないのか。

(事務局) 今のところ出ていない。

(委員) 城陽市に審査請求が出ていたが、どうなったか。

(事務局) 先日、最高裁で請求者の上告が棄却されたと報道があった。城陽市での争いは学校別の成績を公開せよという訴訟であった。地裁では学校別の成績を公開すべきと判決が出たが、高裁は過度の競争を生むということで学校別の成績は公開すべきでないとなり、最高裁では上告を棄却し、学校別の成績は公開しないと判断した。

(委員) 地裁の判決が珍しいものなのか。

(事務局) これまでは学校別の成績を公開しないと文部科学省から通知されていたが、平成26年度から学力テストの実施要領が改められ、各教育委員会の判断で公開してもよいと改められた。市教委によっては学校別の成績を公開しているところもあるが、宇治市及び城陽市は公開していない。

平成29年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

- (委員) 太閤堤は新聞報道も出ていたが、現在はどうなっているのか。
- (事務局) 観光に特化する形で、6月議会に出し直しをしている。
- (委員) PFI方式はそのままか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 220番だが、損害保険はかけていないという意味での不存在か。
- (事務局) 年間保険料10万円以上に限定しての請求であり、それ未満があるかは把握していない。少なくとも10万円以上のものがあるか全庁的に照会したがなかったため不存在としている。
- (委員) 89番だが、宇治市内の井戸についてなぜ非公開となったのか。
- (事務局) ある企業の建物の配置図が記載された公文書であり、井戸の位置については非公開であり、井戸が記載された箇所を黒塗りしてしまうとそこに井戸があることがわかるため、公文書全体を非公開として決定している。
- (委員) 建築計画概要書に建築士の氏名等はないのか。
- (事務局) 建築計画概要書に建築士の氏名等は掲載されているが、建築基準法で閲覧が認められているため、法令上公開できる。
- (委員) 先ほどのものは、そういったものとして出てきたものではないということか。
- (事務局) そうである。開発の協議に民間の業者が出してきた図面の中に作成した会社名と担当した建築士の番号と氏名が記載されている。
- (委員) それを公開しない意味はよく分からない。
- (委員) 会社名は出していて、個人の氏名は隠しているのか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 通常他人に知られたくないものに当たるということか。
- (事務局) そうである。
- (会長) よろしいか。それでは次に移る。

4 報告事項 平成28年度審議会等の会議の公開制度運用状況について

- (1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。
- (2) 質疑応答
- (会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。
- (委員) 休止している審議会は何か。
- (事務局) 宇治市青少年問題審議会である。
- (委員) いつから休止しているのか。
- (事務局) 平成15年1月20日が直近の開催である。
- (委員) 情報公開審査会の非公開理由はどれにしているのか。
- (事務局) 第6条第1号の法令秘である。
- (委員) 根拠法令は何か。

平成29年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

(事務局) 情報公開条例の第25条である。

(委員) 介護認定審査会は該当しないのか。

(事務局) 明確に非公開という規定があれば法令秘となる。

(会長) よろしいか。それでは報告事項は以上とする。

6 その他連絡事項等について

現在審査請求は出ていないため、次回以降の審査会の開催日程は未定である。

7 閉会

(会長署名)